

令和2年10月12日

お客さま各位

外国送金取次業務の取扱い終了について

青木信用金庫

平素は格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

このたび、青木信用金庫は誠に勝手ながら、下記のとおり外国送金取次業務の取扱いを終了させていただくこととなりました。

お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱いを終了する業務

- (1) 海外へのご送金（仕向送金）
- (2) 海外からのご送金の受領（被仕向送金）

2. 取扱終了日

- (1) 海外へのご送金（仕向送金）
 - ・令和3年3月31日（水）が当金庫から信金中央金庫への送金依頼の最終日となります。（お取引店での受付後、手続きに時間がかかることがありますので、数日間の余裕を持ってのご依頼をお願いいたします。）
- (2) 海外からのご送金の受領（被仕向送金）
 - ・令和3年3月31日（水）が信金中央金庫において海外から送金の電文を受領する最終日となります。
 - ・お客さまへのご入金 は 4月1日以降となることもあります。

※4月1日以降に信金中央金庫が海外から、青木信用金庫の口座指定にて送金の電文を受領した場合でも、お客さまの口座へご入金することはできません。
※海外からご送金を受領するお客さまは早めのお受取り口座変更の手続きをお願いいたします。

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、お取引店窓口までお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

以 上